

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（産業廃棄物指導課）

一 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき、知事が宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、危険な盛土等が包括的に規制されること等を踏まえ、土砂の堆積等に係る規制を廃止するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 土砂の堆積の規制等（汚染土砂の堆積の禁止及び汚染調査義務は引き続き規制）の廃止

(二) 土砂の排出の規制等の廃止

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和七年七月一日